

## 令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省2(I-9-1))

\* 厚生労働省では、基本目標&gt;施策大目標&gt;施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名(政策体系上の位置付け)</b>	データヘルスの推進による保険者機能の強化等により適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること(I-9-1) 基本目標 I : 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 : 国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること		<b>担当 部局名</b>	保険局総務課	<b>作成責任者名</b>	保険局総務課長 宮崎 敦文
<b>施策の概要</b>	<p>○ 高齢化の進行や医療の高度化等により医療費の増大が進んでいる中、全ての国民が今後も安心して必要な医療を受けられるよう、国民皆保険を堅持していくことが課題となっている。</p> <p>○ また、国民の健康寿命が延び医療に対する国民のニーズが多様化する中で、保険者に対し、予防・健康づくりに資する保健事業の充実等が求められている。</p> <p>○ こうした状況を踏まえ、</p> <p>① 保険適用、保険料の徴収や給付の適正化等により医療保険財政の安定化を図るとともに、</p> <p>② レセプト・健診情報等のデータの分析に基づき効率的・効果的に保健事業を実施する等、データヘルスの推進により健康寿命の延伸と医療費適正化を同時に図る。</p> <p>○ 具体的には、以下の施策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NDB(レセプト情報・特定健診等情報データベースシステム)や介護DBなどの各種データベースで保有する健康・医療・介護情報を連結して分析可能とする環境整備に向けた取組を行う。(データヘルス分析関連サービス)</li> <li>・ データヘルス計画に基づいて実施される個別の保健事業の実態把握・分析等を行うとともに、その中で、保健事業に係る効果検証を適切に実施し、かつ成果を出している保険者における取組状況の把握・分析を行い、市町村への情報提供等を行う。(データヘルス計画に基づく保健事業の実態把握・分析)</li> <li>・ データ等を活用した予防・健康づくりの健康増進効果等を確認するため、エビデンスを確認・蓄積するための実証事業を行う。(大規模実証事業)</li> <li>・ 被用者保険保険者の後期高齢者医療支援金等の負担緩和及び特定保健指導等の実施に対する助成を行う。(高齢者医療運営円滑化等補助金)</li> <li>・ 被保険者の健康の保持増進、医療の効率的な提供の推進その他医療に要する費用の適正化等に係る都道府県及び当該都道府県内の市町村の取組を支援する。(国民健康保険保険者努力支援交付金) 等</li> </ul>					
<b>施策実現のための背景・課題</b>	1	<p>○ 高齢化の進行や医療の高度化等による医療費の増大が進み、また、国民の健康寿命が延び医療に対する国民のニーズが多様化する中、保険者に対し、予防・健康づくりに資する保健事業の充実等が求められている。</p> <p>○ 健康寿命の延伸と医療費適正化を同時に図るためには、レセプト・健診情報等のデータの分析に基づき効率的・効果的に保健事業を実施する等データヘルスの推進を図る必要がある。</p>				
	2	<p>○ 高齢化の進行や医療の高度化等により医療費の増大が進んでいる中、全ての国民が今後も安心して必要な医療を受けられるよう、国民皆保険を堅持していくことが課題となっている。</p> <p>○ こうした中で、医療保険財政の安定化を図るため、各保険者により、適正な運用・徴収・給付が実施される必要がある。</p>				
<b>各課題に対応した達成目標</b>	<b>達成目標/課題との対応関係</b>		<b>達成目標の設定理由</b>			
	目標1 (課題1)	データヘルスの推進による保険者機能の強化	保険者は、加入者の立場に立って健康の保持増進を図り、もって病気の予防や早期回復を図る役割が期待されている。医療保険制度を持続可能なものとするためには、保険者とその役割に基づき、レセプトや健診情報等のデータ分析に基づく効率的・効果的な保健事業を行い、国民の予防健康づくりを推進することで、医療費を適正化していくことが必要であるため。			
	目標2 (課題1)	保険者による適用・徴収・給付適正化等による医療保険財政の安定化	医療保険制度を持続可能なものとするためには、保険の適用、保険料の徴収や給付の適正化等につとめることで、医療保険財政の安定化を図ることが必要であるため。			



達成手段1		補正後予算額(執行額)		令和2年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和2年行政事業レビュー事業番号
		平成30年度	令和元年度				
(1)	医療保険給付費国庫負担金等(大正15年度等) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野2.5.6.7.17.18.51 ii,㉔v】	9兆6,432億円 (9兆6,431億円)	9兆7,945億円	9兆9,494億円	1	健康保険法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、各医療保険者に対し医療費等に要する費用の一部を負担する。(主な国庫負担割合:協会けんぽ:164/1000、市町村国保:32/100及び9/100、後期高齢者医療:3/12及び1/12等)もって保険者への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	
(2)	高齢者医療制度円滑運営事業費補助金(平成20年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野2.5.6.7】	229億円 (117億円)	30億円	27億円	—	糖尿病性腎症重症化予防等の保険者等が行う事業及び都道府県ごとに組織される保険者協議会において実施する各医療保険者等のデータヘルス事業や、都道府県内の医療費分析等の事業について補助するものである。こうした保険者等への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	
(3)	後期高齢者医療制度事業費補助金(平成20年度)	57億円	56億円	50億円	1.2.8.9	後期高齢者医療に係る事業を円滑に実施するため、後期高齢者医療広域連合に対し健康診査、医療費適正化及び特別高額医療費共同事業に要する経費の一部について補助する。もって保険者等への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	
(4)	高齢者医療運営円滑化等補助金(平成21年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野2.5.6.7.17.18】	746億円 (746億円)	746億円	745億円	2.3.4.6.7	高齢者医療制度の基盤の安定化を図るため、被用者保険保険者の後期高齢者医療支援金等の負担緩和及び特定保健指導等の実施に対する助成を行う。もって保険者への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	
(5)	後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金(平成20年度)	11億円 (10億円)	12億円	12億円	—	後期高齢者医療制度に関する事務を効率的かつ円滑に実施するため、国民健康保険団体連合会及び国民健康保険中央会が行う事業(第三者求償事業、レセプト電算処理システム推進事業等)に要する経費の一部について補助する。もって保険者等への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	
(6)	国民健康保険団体連合会等補助金(昭和52年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野2.5.6.7.39 iii】	29億円 (29億円)	39億円	27億円	1.2	国民健康保険事業の運営の安定化を図るため、国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会が行う国保保険者の共同の目的を達成するための事業に対し、国庫負担を行う事業(国民健康保険団体連合会等補助金)を実施している。もって国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	
(7)	健康保険組合事務費負担金(大正15年度)	27億円 (27億円)	27億円	27億円	—	健康保険組合が行う健康保険事業の事務の執行に要する費用の負担金。事務費負担金は、各健康保険組合の被保険者数に応じて負担することになっているが、社会保障関係費の量的縮減目標に資するため、平成10年度から20年度までは対象経費の1/4を削減し、平成21年度以降は1/2を削減している。	
(8)	行政指導費(昭和40年度)	59百万円 (70百万円)	59百万円	59百万円	—	主意書及び会議資料の印刷にかかる費用を支出する。職員が使用する保険制度資料等を作成し、効率的かつ円滑に事業を行うことを目的とする。	
(9)	国民健康保険保険者等指導費(①昭和52年度、②平成12年度)	6百万円 (3百万円)	6百万円	7百万円	1.2.6.7.8	①国民健康保険事業の発展に資する活動で、他の模範とするにふさわしい活動を表彰して、その功績を讃えることにより、当該活動の前進、拡大を図る。 ②都道府県、政令指定都市及び中核市の国民健康保険主管課(部)長を対象とした会議の開催、研修や講演の実施等をおとして、国民健康保険の適切な運用の在り方等を周知することにより、医療保険の適正かつ安定的な運営に寄与している	
(10)	医療保険統計分析等経費(昭和29年度)	2百万円 (2百万円)	2百万円	2百万円	—	各制度の事業状況等を把握し、月報・年報等について取りまとめ公表する。もって医療保険各制度の事業状況等を把握することで、医療保険制度の安定的運営に寄与している。	
(11)	医療保険実態調査費(昭和37年度)	2百万円 (2百万円)	27百万円	2百万円	—	各制度の年齢構成や保険料賦課状況等を把握し、実態調査報告書として取りまとめ公表する。もって医療保険各制度の実態を把握することで、医療保険制度の安定的運営に寄与している。	
(12)	医療保険制度改正経費(昭和46年度)	403百万円 (356百万円)	383百万円	370百万円	—	・制度改正に伴う法律改正に係る法律案を作成し、印刷会社へ印刷製本を発注し、国会へ提出する。 ・保険局が主催主体となる検討会、有識者会議を開催する。 上記により、法律・政令等の法案の印刷及び制度改正資料を作成し、国民への制度改正内容等の周知の徹底、その他、保険局職員の円滑な業務に寄与している。	
(13)	医療費供給面統計システム(平成8年度)	112百万円 (53百万円)	47百万円	48百万円	—	医療供給サイドからの医療費データを収集し、体系的に管理することにより、医療機関の種類、規模、性別や制度別、被保険者・被扶養者別等に医療費の動向を分析する。もって制度改正や診療報酬改定等の医療保険行政の政策決定に寄与している。	
(14)	医療費情報総合管理分析システムに要する経費(平成8年度)	1,134百万円 (1,001百万円)	840百万円	392百万円	—	医療保険の医療費データを制度別、地域別、保険者別、月別等に総合的、体系別に管理することにより、医療費分析を迅速かつ的確に行う。医療保険各制度の事業状況並びに実態を把握することで、医療保険制度の安定的運営に寄与している。	
(15)	レセプト電算処理システムの推進に必要な経費(平成12年度)	983百万円 (898百万円)	686百万円	831百万円	—	・診療報酬請求については、平成21年11月の請求省令改正により、完全義務化から原則化とし紙媒体による請求も可能となったが、保険医療機関等、審査支払機関及び保険者を通じた電子レセプト請求の促進を進める。 ・「高齢者の医療の確保に関する法律」により、レセプト情報・特定検診等情報を収集し、医療費適正化計画の作成、実施及び評価のための調査及び分析を進める。また、正確なエビデンスに基づく施策の推進のために利用する行政機関や、医療サービスの質の向上等を目指した研究又は学術の発展に資する目的で行う研究に対して、当該情報の提供を行う。	

(16)	保険医療機関等管理システムに要する経費(平成20年度)	1,018百万円 (552百万円)	886百万円	879百万円	—	・保険医療機関等からの施設基準等の届出及び申請情報について、地方厚生(支)局等において効率的に管理する。もって適正な医療保険制度の運営に寄与している。
(17)	医療介護総合確保促進会議に要する経費(平成27年度)	4百万円 (2百万円)	4百万円	4百万円	—	地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針の策定等に当たって、関係者の意見を反映させるための会議を開催する。もって安心で質の高い医療・介護サービス提供体制の構築に寄与する。
(18)	地域における医療・介護の連携強化の調査研究事業(平成27年度)	34百万円 (24百万円)	31百万円	28百万円	—	地域における医療と介護の連携を強化するための調査研究事業を実施する。もって安心で質の高い医療・介護サービス提供体制の構築に寄与する。
(19)	DPCデータベース管理運用システム等に要する経費(平成26年度)	198百万円 (147百万円)	205百万円	224百万円	—	DPCデータの一元管理及びDPCデータの利活用を可能とするためのデータベースを運用し、第三者提供を行う。もって医療サービスの質の向上に寄与している。
(20)	データヘルス分析関連サービス	1,250百万円 (0百万円)	1,003百万円	404百万円		NDBは、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、レセプト情報と特定健診等データの匿名化情報を保険者から収集し、医療費適正化計画の作成・実施及び評価のための調査分析を行うとともに、これらの情報を行政機関や医療サービスの質の向上等を目指した研究又は学術の発展に資する目的で行う研究に対して提供することにより、国民の健康増進と医療費適正化の推進に寄与している。本事業は、NDBの性能を向上させるとともに、介護データベースとの連携の機能を整備することにより、さらに健康・医療・介護分野での保健医療データの研究活用の推進等につながる。
(21)	データヘルス計画に基づく保健事業の実態把握・分析(令和2年度)	—	—	17百万円		データヘルス計画及び当該計画に基づく個別の保健事業の実態把握・分析を行うとともに、その中で、保健事業に係る効果検証を適切に実施し、かつ成果を出している保険者における取組状況の把握・分析を行い、市町村への情報提供等を行うことにより、国民健康保険の加入者の予防・健康づくりを推進する。
(22)	大規模実証事業に必要な経費(令和2年度)	—	—	2.9億円		「経済財政運営と改革の基本方針」(令和元年6月21日閣議決定)において、「データ等を活用した予防・健康づくりの健康増進効果等を確認するため、エビデンスを確認・蓄積するための実証事業を行う」とされていること等を踏まえ、制度改革に必要なエビデンスの収集等を行うことを目的としている。具体的には、令和元年度に統計学の有識者を交えて事業の内容を検討した上で令和2年度から実証を実施する。

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準年度			年度ごとの実績値					
					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
各医療保険制度における決算での総収支差が赤字である保険者数の割合(アウトカム)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	医療保険者ごとの財政状況を参照するための指標として選定し、その数値を前年度以下とすることを目標値とした。
○ 健康保険組合	-	-	前年度以下	毎年度	前年度(38.8%)以下	前年度(41.6%)以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下	-
					41.6%	30%	集計中	/	/	
	-	-	前年度以下	毎年度	前年度(7.4%)以下	前年度(4.6%)以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下	-
					4.6%	集計中	/	/		
-	-	前年度以下	毎年度	前年度(59.1%)以下	前年度(38.9%)以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下	-	
				38.9%	集計中	/	/			
-	-	前年度以下	毎年度	前年度(0%)以下	前年度(0%)以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下	-	
				0%	集計中	/	/			
各医療保険制度の経常収支(アウトカム)	-	-	-	-	-	-	-	-	医療保険者ごとの財政状況を参照するための指標として選定し、収支の均衡を保つことを目標値とした。	
○ 健康保険組合	-	-	収支の均衡を保つ	毎年度	収支の均衡を保つ	収支の均衡を保つ	収支の均衡を保つ	収支の均衡を保つ	収支の均衡を保つ	-
					1,351億円	3,048億円(見込)	集計中	/	/	
	-	-	収支の均衡を保つ	毎年度	収支の均衡を保つ	収支の均衡を保つ	収支の均衡を保つ	収支の均衡を保つ	収支の均衡を保つ	-
					4,486億円	5,948億円	/	/		
	-	-	収支の均衡を保つ	毎年度	収支の均衡を保つ	収支の均衡を保つ	収支の均衡を保つ	収支の均衡を保つ	収支の均衡を保つ	-
4,862億円					集計中	/	/			
-	-	収支の均衡を保つ	毎年度	収支の均衡を保つ	収支の均衡を保つ	収支の均衡を保つ	収支の均衡を保つ	収支の均衡を保つ	-	
				245億円	集計中	/	/			
-	-	収支の均衡を保つ	毎年度	収支の均衡を保つ	収支の均衡を保つ	収支の均衡を保つ	収支の均衡を保つ	収支の均衡を保つ	-	
				4,350億円	集計中	/	/			

8	各医療保険制度における保険料(税)の収納率(アウトカム)	-	-	-	-	-	-	-	-	医療保険者ごとの保険料徴収の適正化状況を参照するための指標として選定し、その数値を前年度以上とすることを目標値とした。
	健康保険組合	-	-	前年度以上	毎年度	前年度(99.97%)以上 100%	前年度(100%)以上 99.81%(見込) 集計中	前年度以上 集計中	前年度以上 集計中	(参考)平成28年度実績:99.97%、平成29年度実績(見込):99.97%
	全国健康保険協会	-	-	前年度以上	毎年度	前年度(98.0%)以上 98.2%	前年度(98.3%)以上 98.3%	前年度(98.3%)以上 集計中	前年度以上 集計中	(参考)平成27年度実績:97.8%、平成28年度実績:98.0%
	市町村国保	-	-	前年度以上	毎年度	前年度(91.92%)以上 92.45%	前年度(92.45%)以上 集計中	前年度以上 集計中	前年度以上 集計中	(参考)平成28年度実績:91.92%、平成29年度実績:92.45%
	国保組合	-	-	前年度以上	毎年度	前年度(99.96%)以上 99.97%	前年度(99.97%)以上 集計中	前年度以上 集計中	前年度以上 集計中	(参考)平成28年度実績:99.96%、平成29年度実績:99.97%
	後期高齢者広域連合	-	-	前年度以上	毎年度	前年度(99.32%)以上 99.36%	前年度(99.36%)以上 集計中	前年度以上 集計中	前年度以上 集計中	(参考)平成27年度実績:99.28%、平成28年度実績:99.32%
9	各医療保険制度における後発医薬品差額通知実施保険者の割合(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野2.5.6.7.19,54】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	-	-	-	-	-	-	-	-	後発医薬品差額通知の実施により、後発医薬品の使用が促進され医療費の適正化につながることが期待される。したがって、保険者による給付適正化状況を参照するための指標として選定し、その数値を前年度以上とすることを目標値とした。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと類似の指標を測定指標として設定】
	健康保険組合	-	-	前年度以上	毎年度	前年度(68.3%)以上 72.00%	前年度(72.00%)以上 74.30%	前年度(74.30%)以上 集計中	前年度以上 集計中	(参考)平成27年度実績:65.1%・平成28年度実績:68.3%(平成26年度実績:68.53%)
	全国健康保険協会	-	-	前年度以上	毎年度	前年度(100%)以上 100%	前年度(100%)以上 100%	前年度(100%)以上 集計中	前年度以上 集計中	(参考)平成27年度実績:100%、平成28年度実績:100%
	市町村国保	-	-	前年度以上	毎年度	前年度(95.57%)以上 96.68%	前年度(96.68%)以上 集計中	前年度以上 集計中	前年度以上 集計中	(参考)平成27年度実績:92.4%、平成28年度実績:95.6%
	国保組合	-	-	前年度以上	毎年度	前年度(63.8%)以上 69.33%	前年度(69.33%)以上 集計中	前年度以上 集計中	前年度以上 集計中	(参考)平成27年度実績なし、平成28年度実績:63.8%
	後期高齢者広域連合	-	-	前年度以上	毎年度	前年度(100%)以上 100%	前年度(100%)以上 集計中	前年度以上 集計中	前年度以上 集計中	(参考)平成27年度実績:97.87%(46/47広域連合)、平成28年度実績:100%(47/47広域連合)
10	後発医薬品の使用割合(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野54】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	47%	平成25年度	80%	令和2年度	70% 66%	73%	80%	80%	「経済財政運営と改革の基本方針2017」(平成29年6月9日閣議決定)において、「2020年(令和2年)9月までに、後発医薬品の使用割合を80%とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する」とされていることから、指標として設定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】

達成手段2		補正後予算額(執行額)		令和2年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和2年行政事業レビュー事業番号
		平成30年度	令和元年度				
(23)	後期高齢者医療制度事業費補助金(平成20年度)	57億円	56億円	50億円	1.2.8.9	後期高齢者医療に係る事業を円滑に実施するため、後期高齢者医療広域連合に対し健康診査、医療費適正化及び特別高額医療費共同事業に要する経費の一部について補助する。もって保険者等への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	
(24)	高齢者医療運営円滑化等補助金(平成21年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野2,5,6,7,17,18】	746億円(746億円)	746億円	745億円	2.3.4.6.7	高齢者医療制度の基盤の安定化を図るため、被用者保険保険者の後期高齢者医療支援金等の負担緩和及び特定保健指導等の実施に対する助成を行う。もって保険者への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	
(25)	高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金(平成20年度)	1,011億円(1,011億円)	430億円	131億円	6.7	高齢者医療制度の円滑な実施を図るため、70歳から74歳の高齢者(誕生日が昭和19年4月1日までの者に限る)の医療費の自己負担を1割とするための費用及び低所得者の保険料を軽減するための費用を交付する。もって保険者等への交付を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	
(26)	全国健康保険協会事務費負担金(平成20年度)	67億円	65億円	65億円	7	以下により、全国健康保険協会の事務費の一部を国が負担することで、被保険者らの保険料負担を軽減し、安定的な保険財政に寄与する。 なお、全国健康保険協会においては、毎年前年の水準を下回ることを目標に事務費の削減を行っている。 ①全国健康保険協会の健康保険事業の事務の執行に要する費用の負担金 ②全国健康保険協会の船員保険事業の事務の執行に要する費用の負担金 ③退職手当引当金	
(27)	健康保険組合指導等に必要経費(昭和57年度)	14百万円(8百万円)	1億円	34百万円	3.7	①加入者の健康状態や医療費、予防・健康づくりへの取組状況を分析、経営者に通知する健康スコアリングレポート事業の実施。 保険者と事業主における健康課題等の共有を促進し、コラボヘルス強化による取組の活性化のきっかけづくりを支援することにより、医療保険制度の安定的・効率的な運営に寄与している。 ②毎年度開催する健康保険組合及び社会保険資料報酬支払基金功績者大臣表彰に係る大臣表彰状の印刷、舞台設営の実施等。 大臣表彰を実施することにより、医療保険制度の事業運営の発展に寄与している。	
(28)	国民健康保険保険者等指導費(①昭和52年度、②平成12年度)	6百万円(3百万円)	6百万円	7百万円	1.2.6.7.8	①国民健康保険事業の発展に資する活動で、他の模範とするにふさわしい活動を表彰して、その功績を讃えることにより、当該活動の前進、拡大を図る。 ②都道府県、政令指定都市及び中核市の国民健康保険主管課(部)長を対象とした会議の開催、研修や講演の実施等とおして、国民健康保険の適切な運用の在り方等を周知することにより、医療保険の適正かつ安定的な運営に寄与している	
(29)	医療担当者指導費(昭和25年度)	78百万円(86百万円)	61百万円	47百万円	6.7	以下により、診療報酬改定を円滑に行うとともに、医療指導を行う者に対し、その業務を支障なく行わせることに資する。 ・中央社会医療保険協議会に必要とする診療報酬改定関係等資料の印刷。 ・診療報酬改定に際し、改定内容の周知徹底等の業務を行うことによる職員への旅費等。	
(30)	診療内容及び薬剤使用状況調査費(昭和25年度)	9百万円(8百万円)	9百万円	9百万円	6.7	医薬品の価格決定システムや後発医薬品の使用促進策等、我が国の薬剤給付のあり方の検討に必要な調査項目について、文献調査を行うとともに、海外に調査団を派遣し、各国の薬局、薬剤師会、保険担当部門、医療機関、製薬団体等を訪問し、実地調査を行う。 政府決定等において、薬価制度上の革新的医薬品の適切な評価や後発医薬品の使用促進が重要課題として挙げられていることから、これらの施策の推進を図る必要があり、諸外国の医薬品に係る制度改革の実態・取り組みを把握し、我が国の今後の薬剤使用の一層の適正化に向けた価格システム、薬局・薬剤師の役割、その評価のあり方等の検討・考察を行うとともに、後発医薬品使用促進にかかる検討を的確に行うための基礎資料を収集することができる。	
(31)	後期高齢者医療企画指導費(平成20年度)	39百万円(34百万円)	39百万円	39百万円	6.7	都道府県ブロック会議を開催するなど、後期高齢者医療制度に関わる都道府県及び後期高齢者医療広域連合への指導等を行うことを通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	
(32)	国民健康保険の財政対策に必要な経費(平成20年度)	20百万円(10百万円)	9百万円	8百万円	6.7	① 各種補助金等の適正かつ効率的な交付決定を行うための「国民健康保険総合データベースシステム」にかかるシステム改修 ② 国民健康保険組合の所得状況等報告補助金等執行事務の効率化を図り、国民健康保険保険者への各種補助金等の適正かつ効率的な執行を確保すること等を通じて医療保険の適正かつ安定的な運営に寄与している。	
(33)	薬価基準改正経費(昭和51年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野51 ii】	8百万円(9百万円)	8百万円	12百万円	6.7	既記載医薬品(約1万6千品目)の薬価算定の基礎資料とするため、医政局経済課が過去3カ年間に実施した薬価調査のデータ及び隔年で実施する薬価本調査のデータを用いる等により、全薬価基準記載医薬品について薬価調査結果の概要を整え、品目ごと、薬効群ごと等の薬価ベース取引金額、使用量の推移等が解析できるデータを作成する。 診療報酬改定に併せて「診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)」の規定に基づき定める「使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成20年厚生労働省告示第60号)」の改正を行うに際し、当該基準既記載品の薬価の算定を正確かつ精密に行うために必要なデータの集計・分析・整理を行うことができる。	
(34)	顧問医師等の雇上げに要する経費(昭和59年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野㉗(v)】	4百万円(3百万円)	4百万円	4百万円	6.7	顧問医師団会議を開催。保険医療機関等の指導・監査に際し、医療技術の進歩が著しい中、診療内容の当・不当の判断等について、医学的に高度かつ専門的な判断を求められる事例に対し、専門的見地から助言をお願いしている医療技術者等にご参集いただき、指導・監査に関し共通認識を持っていただくことができる。	
(35)	保険医療材料等の価格情報収集費(平成6年度)	19百万円(0百万円)	20百万円	0百万円	6.7	海外調査については、英、米、独、仏、豪等の国における医療材料価格、これらの国の流通システム、薬事審査体制及び附帯的サービスの提供状況等について調査を実施し、質問票を各国政府及び調査対象機関に送付し、さらに、実地調査において、調査対象機関を訪問し、質問票に対する回答を得るとともに、ヒアリングを通して問題点を掘り下げるとともに、関係施設への実態調査等を行う。国内調査については、保険材料を購入している保険医療機関に対して、購入費用に関するアンケート調査を実施し、材料購入の状況に関する調査を実施する。保険医療材料の保険適用について、厚生(支)局や関係団体に通知する上で、膨大な量である保険適用希望書のデータ入力業務を実施する。 上記により外国における保険医療材料に関する保険償還価格や市場実勢価格等に関する情報及び医療材料の流通形態等に関する情報を収集し、日本との比較・分析を行うことができる。改定年度については、国内における手技毎の医療材料の費用についての調査も実施し、これらの調査結果をもって、診療報酬改定の議論に資することを目的としている。さらに、保険医療材料の保険適用についてのデータ作成を実施し、地方厚生(支)局、関係団体等へ通知する。	

(36)	医療経済実態等調査費 (昭和42年度)	12百万円 (11百万円)	152百万円	60百万円	6.7	医療機関等に関する以下の調査を実施することで、医療機関等における医業経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することができる。 ・病院、一般診療所、歯科診療所、保険薬局に対する施設全体の収支状況を把握するための調査(医療機関等調査) ・医療保険の保険者の財政状況の実態を把握するための調査(保険者調査) ・訪問看護ステーションの訪問看護療養費の実態を把握するための調査(訪問看護療養費実態調査) ・柔道整復、はり・きゅう、あん摩マッサージ、治療用器具等の療養費の実態を把握するための調査(療養費実態調査) ・病院、一般診療所、保険薬局に対する薬価差益状況を把握するための調査(医療機関等の薬価差益に関する調査)	
(37)	医療指導監査官の活動に要する経費 (昭和54年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野⑦(v)】	38百万円 (15百万円)	37百万円	37百万円	6.7	・指導監査業務の標準化・統一化、保険診療や保険調剤の質の向上及び適正化に資するよう、平成31年度に全国統一の指導監査の実施要領を作成し、地方厚生(支)局へ配布する。 ・指導・監査の対象とする保険医療機関等について、より効果的な選定指標を開発するための調査・分析を行う。	
(38)	歯科技工料調査費 (昭和62年度)	0百万円 (0百万円)	8百万円	0百万円	6.7	歯科医療機関と歯科技工所を対象とし、歯科医療機関については、歯科技工所から納入された歯科技工物の歯科技工料を調査し、歯科技工所については、当該歯科技工料を納入面から調査する。 歯科医療機関については、1300カ所(母集団約68,000カ所)、歯科技工所については、1120カ所(母集団約4,900カ所)を無作為に抽出し、これらの調査客体に出納された歯科技工物についての歯科技工料を調査する。 歯冠修復及び欠損補綴に際して用いられる各種歯科技工物の歯科技工料を調査し、歯科保険医療について検討するための基礎資料を得ることができる。	
(39)	衛生検査所検査料金調査費 (昭和56年度)	2百万円 (0百万円)	3百万円	0百万円	6.7	「臨床検査技師等に関する法律」に基づき登録している全国の全ての衛生検査所を対象とし、保険診療に関する検査の有無、取り扱い検対数などについて、調査票によるアンケート調査を実施する。衛生検査所が実施する臨床検査料について、実態を調査し、診療報酬点数の評価を行い、もって診療報酬の適正化を図るための基礎資料を得ることができる。	
(40)	保険診療の効率化に関する調査検討費 (平成10年度)	15百万円 (8百万円)	15百万円	15百万円	6.7	・保険医療機関が毎年地方厚生(支)局に対して実施する7月1日時点の施設基準等の届出状況の報告について、各地方厚生(支)局の事務所ごとに報告内容についての提出を受け、記載された入院基本料に関連した事項についての集計を行い、診療報酬改定を実施するに当たっての基礎資料とするために必要な情報についての出力を実施する。また、施設基準の届出医療機関に対する調査を実施する際の情報を得る。 ・また、医療機関から提出される先進医療を実施した実績報告の集計を行い、新規保険導入、既存診療報酬点数の適用の可否及び存続の可否に係る検討等を行う。	
(41)	全国健康保険協会業績評価関係経費 (平成21年度)	0.5百万円	0.5百万円	0.5百万円	7	健康保険法第7条の30の規定に基づき、全国健康保険協会の行う健康保険事業等の事業年度ごとの業績について評価を行う。全国健康保険協会の事業における評価を適切に行うことで健康保険事業の適正化を図る。	
(42)	診療報酬体系見直し後の評価等に係る調査に必要な経費(診療報酬の見直しに係る意見募集に必要な経費、見直し後の診療報酬体系についての評価に係る調査及び先進医療に関する調査研究) (平成18年度)	95百万円 (54百万円)	95百万円	95百万円	6.7	適切な診療報酬を設定することで、医療の質の向上と医療保険制度の持続性を両立させるために、以下の調査等を実施し、診療報酬改定の議論に資する資料を得る。 ・平成30年度診療報酬改定の基本方針及び答申に当たっての中医協附帯意見を踏まえた調査項目について調査を実施し、その分析結果について検証、評価を行う。 ・新規医療技術の保険診療への導入や既に保険収載された医療技術の診療報酬の見直しに関する関係学会からの提案を募集するとともに、これら进行评估するための資料を作成する。 ・厚生労働省ホームページを利用して改定の骨子に対するパブリックコメントを実施し、広く国民の意見を募集する。	
(43)	診療報酬体系見直し後の評価等に係る調査に必要な経費(「急性期の包括評価に係る調査に要する経費」及び「DPC制度の見直しに係る調査経費」) (平成15年度)	464百万円 (464百万円)	590百万円	554百万円	6.7	本調査は、中央社会保険医療協議会の付託を受けた診療報酬調査専門組織・入院医療等の調査・評価分科会の下、DPC制度導入による診療内容等の影響評価とともに、DPC制度の継続的な見直しのために必要なデータを得ることなどを目的とする事業であり、その上で、適切な診療報酬を設定することにより、医療保険財政の安定化に寄与する。	
(44)	診療報酬体系見直し後の評価等に係る調査に必要な経費(入院医療等の評価に関する調査研究) (平成16年度)	250百万円 (86百万円)	127百万円	186百万円	6.7	急性期患者や長期入院患者等の入院医療のあり方等について検討を行うため、患者の状態像及び医療費を把握し、中央社会保険医療協議会等における議論や次期診療報酬改定の検討に資するデータを収集・分析することを目的とする事業であり、その上で、適切な診療報酬を設定することにより、医療保険財政の安定化に寄与する。	
(45)	国民健康保険組合出産育児一時金等補助金 (①昭和37年度・②平成15年度)	48.2億円 (48.2億円)	47.4億円	48.3億円	6.7	国保組合が行う国民健康保険事業の運営の安定化を図るため、国庫負担を行う事業(①出産育児一時金補助金、②高額医療費共同事業補助金)を実施している。もって保険者への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	
(46)	国民健康保険組合事務費負担金 (昭和21年度)	22.9億円 (22.9億円)	22.6億円	22.2億円	6.7	国保組合が行う国民健康保険事業の運営の安定化を図るため、国庫負担を行う事業(事務費負担金)を実施している。もって保険者への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	
(47)	保険料等交付金に必要な経費(年金特別会計健康勘定) (平成20年度)	100,957億円 (99,969億円)	106,098億円	110,154億円	7	国において徴収した保険料等を毎月定期的に遅滞なく全国健康保険協会へ保険料等交付金として交付しており、安定的な保険財政に寄与している。	



(48)	過誤納保険料の払い戻し等に必要経費(年金特別会計健康勘定)(昭和22年度)	29億円(27億円)	30億円	39億円	7	国において徴収した保険料について、被保険者の資格・標準報酬月額に関する手続きが遑及して行われた場合等に、結果として徴収すべき保険料の過不足が生じることがある。納付義務者ごとに適切な保険料負担を求める観点から、徴収不足が生じた場合にはあらためて納入の告知を行い、また、過徴収が生じた場合には、納付義務者へ保険料の還付を行うもの。			
(49)	診療報酬体系見直し後の評価等に係る調査に必要な経費(薬剤師等病棟業務実態調査費)(平成23年度)	11百万円(0百万円)	11百万円	11百万円	6.7	全病院から抽出した保険医療機関を対象に、勤務医の薬物療法関連についての負担意識や薬剤師の病棟における業務の状況等についてアンケート調査を行う。中央社会保険医療協議会の平成26年度答申書附帯意見において、「チーム医療の推進等を含め、医療従事者の負担軽減措置の影響を調査・検証し、それらの在り方を引き続き検討すること。」とされているところであり、病院全般における薬剤師の病棟配置やチーム医療への貢献に関する評価方法について検討又は検証するために、薬剤師や関係職種の病棟配置や病棟業務に係る実態等の調査を行うことができる。			
(50)	診療報酬体系見直し後の評価等に係る調査に必要な経費(薬局のかかりつけ機能に係る実態調査費)(平成23年度)	7百万円(5百万円)	11百万円	11百万円	6.7	全保険薬局から抽出した施設を対象として、在宅患者に対する訪問薬剤管理指導その他の薬剤師の関わり方等、薬局のかかりつけ機能、医療提供体制に関する書面調査を行う。地域医療における薬局のかかりつけ機能をさらに強化するため、これまで行ってきた調剤報酬改定を踏まえた薬局における患者への指導等の実態等を調査し、課題等を明らかにするとともに、訪問薬剤管理指導の実態やあるべき姿、現場での新たなニーズなどを調査し、次回診療報酬改定に向けて、評価体系を整理することができる。			
(51)	医療技術の費用対効果を評価するために必要な経費(平成25年度)	900百万円(383百万円)	1,001百万円	1,253百万円	6.7	・医療機器・医薬品等の費用対効果評価について、試行的な実施及び平成30年度以降の本格実施に向けた検討に用いるため、疾患毎の医療費を計算し、費用データを算出するためのデータベースの整備及び海外における費用対効果評価事例を収集したデータベースの整備を行う。			
(52)	特定健診・保健指導における医療費適正化効果検証事業(平成27年度)	56百万円(29百万円)	57百万円	55百万円	6.7	・特定健診・特定保健指導の医療費適正化効果の検証 ・保健事業環境調査及び特定保健指導の実施方法の検証 (※)約20万人を対象に5年間の経過分析を行い、特定保健指導の改善効果(腹囲2〜3センチメートル減少、血圧等)が継続していることが確認された。 また、特定保健指導の実施者について、実施しなかった者と比較して、外来医療費で1年に6千円、3年で1.8万円の減少効果が確認された。			
(53)	国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金(平成28年度)	48.6億円(36.2億円)	55.9億円	31.6億円	6.7	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号)の成立により、平成30年度以降、都道府県は当該都道府県内の市町村とともに国民健康保険事務を行う。都道府県及び市町村が行う国民健康保険事務の効率的な執行等を支援するための標準的な電算処理システムの開発に要する経費を補助することにより、医療保険の安定的運営に寄与している。 ※平成30年度より、「国民健康保険制度関係業務事業費補助金」に名称が変更。			
(54)	患者申出療養に関する経費(平成28年度)	30百万円(11百万円)	30百万円	17百万円	6.7	患者申出療養評価会議等における審査運営業務等を支援するとともに、患者申出療養として認められた医療技術について、厚生労働省ホームページを通じた広報等に用いるデータベース等の作成等を行う。			
(55)	診療報酬体系見直し後の評価等にかかる調査に必要な経費(高額薬剤に係る適正使用実態調査費)(平成29年度)	6百万円(5百万円)	—	—	6.7	革新的だが非常に高額な医薬品について、国民皆保険の維持とイノベーションの推進の観点から、当該医薬品の最適使用に係るガイドラインの制定とその医療保険上の取扱の推進により使用の最適化を図ることとしている。これを確実に行う為に、医療機関等における最適使用推進GLの遵守状況の調査や、企業の最適使用推進GLに関する情報提供の状況調査等を実施する。			
(56)	療養費制度の見直し等に要する経費(平成29年度)	60百万円(6.7百万円)	49百万円	36百万円	6.7	・あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費の審査業務の適正化、効率化及び申請内容のデータ化・分析精度向上を図ることを目的として、電子請求の導入に向けた事前調査等を実施する。 ・治療用器具について、既製品の適正な基準価格の設定のため、実勢価格の調査等を実施する。 ・その他、制度の見直しを行うために必要な調査を行うための費用を要求するものである。			
(57)	高齢者医療特別負担調整交付金(平成29年度)	100億円(100億円)	100億円	100億円	6.7	高齢者医療における後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入に伴い、被用者保険者の負担が増加する中で、拠出金負担の重い被用者保険者への支援を実施するため、平成29年度から拠出金負担が重い保険者への負担軽減対策の対象を拡大し、拡大分に該当する保険者の負担を保険者相互の拠出と国費の折半により軽減することとしている。			
(58)	かかりつけ歯科医機能のあり方に関する調査費(平成30年度)	10百万円(3百万円)	-	-	6.7	歯科医療機関を受診する患者の受診状況や患者像の実態を把握し、「かかりつけ歯科医機能」の適切な評価について検討するための基礎資料とするために調査を行う。			
(59)	再審査事件等処理システムに要する経費(平成20年度)	89百万円(82百万円)	15百万円	10百万円	-	社会保険審査会は、社会保険各法(健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、国民年金法等)に関する処分の再審査請求等に係る裁決機関であり、その事務局である社会保険審査調整室は、すべての事件のデータ管理のため「再審査請求等事件管理システム」を構築するなど、事務処理の効率的、効果的な遂行を図っている。			
(60)	国民健康保険保険者努力支援交付金(平成30年度)	66,662百万円(66,662百万円)	91,162百万円	141,162百万円		都道府県が行う国民健康保険法第75条の2第1項の「国民健康保険保険給付費等交付金」の交付等に必要な費用の一部として、都道府県に対して交付金を交付する。もって、保険者への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。			
(61)	審査支払機関における審査の判断基準の統一化を推進するための連絡会議に必要な経費(令和2年度)	-	-	3百万円		審査支払機関における審査の判断基準の統一化を推進するための連絡会議を運営するため必要な、諸謝金、委員等旅費、庁費を支払う。			
施策の予算額(執行額)(千円)		平成30年度		令和元年度		令和2年度		政策評価実施予定時期(評価予定表)	令和3年度
		9,940,131,988(9,874,850,166)		10,052,589,735		10,222,054,185			
施策に係る内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
		—			—		—		